

柳井市子育て世代定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の定住を促進し、活力あふれる元気なまちづくりを推進することを目的とした柳井市子育て世代定住促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義人 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により登記記録の権利部に所有者として記録されている者をいう。
- (2) 定住 住民として永住の意思を持って居住し、3年以上継続して柳井市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が住所地にあることをいう。
- (3) 市内業者 市内に本社、本店所在地を有する法人又は住所を有する個人事業者であって、市内において1年以上継続して事業を営んでいる施工業者をいう。
- (4) 家屋 台所、便所、浴室及び居室を有した建築物で居住の用に供するもの（店舗その他の用途を併用している建築物で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (5) 新築 新たに家屋を建築することをいう。
- (6) 建売家屋 販売を目的に新築された家屋で、居住の用に供したことの無いもの（分譲マンションを含む。）をいう。
- (7) 取得家屋 自己の居住の用に供する家屋
- (8) 子 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 取得家屋の名義人となった日の属する年度の3月31日時点で15歳以下の者であって、当該申請をする者と同居し、かつ、その者に養育される者

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく、本市の住民基本台帳に記録され、第5条第1項の規定による申請者との続柄が子になる者

(補助対象者要件)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当すること。

- (1) 取得家屋の名義人となった日に、本人又は同居の配偶者が40歳以下であること。
- (2) 補助金の申請時において、前条第8号に規定する子があること。

2 第1項に該当する者は、補助金の申請時において、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 定住を目的として、次のいずれかに該当する取得家屋の名義人となること。

ア 別表第1に指定する柳井市有地を購入し、名義人となった者が、名義人となった日から3年以内に当該土地（以下「取得土地」という。）に新築した家屋

イ 柳井市内において新築した家屋（アに規定するものを除く。）又は購入した建売家屋

- (2) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 世帯全員が取得土地及び取得家屋以外に居住用不動産を所有していないこと。
- (4) 世帯全員が柳井市において個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (5) 世帯全員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第2に定める額又は家屋の新築等に要した経費の実支出額から当該実支出額に係る消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柳井市子育て世代定住促進補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取得土地及び取得家屋の登記事項証明書の写し（取得土地の記載は、第3条第2項第1号アの要件に該当する補助対象者に限る。）
- (2) 取得家屋の建築等に係る規模及び費用が確認できる書類
- (3) 申請者の住民票の写し（続柄の記載がある世帯票）
- (4) 世帯全員の固定資産評価証明書
- (5) 世帯全員の市税完納証明書
- (6) 定住誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (7) 暴力団員に該当しない旨の誓約書兼同意書（別記第3号様式）
- (8) 柳井市子育て世代定住促進補助金共有名義者承諾書（別記第4号様式）（取得土地又は取得家屋が共有名義の場合）
- (9) 市内業者であることを証する書類（加算を申請する場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、取得土地又は取得家屋が共有名義の場合は他の共有名義者が記入した柳井市子育て世代定住促進補助金共有名義者承諾書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、市内業者と契約して新築した場合の加算を申請するときは、家屋の工事請負契約書の写し及び市内業者であることを証する書類（法人の場合は、登記事項証明書の写し、個人の場合は、代表者の住民票の写しとする。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金を申請した日の属する年度に柳井市の建設工事入札参加資格の認定を受けている市内業者については、市内業者であることを証する書類の提出を免除するものとする。

4 第1項の規定による申請は、取得家屋の名義人となった日から起算して1年以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、柳井市子育て世代定住促進補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、柳井市子育て世代定住促進補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、柳井市子育て世代定住促進補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）柳井市子育て世代定住促進補助金交付申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2）補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に市外に転居したとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、柳井市子育て世代定住促進補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、柳井市子育て世代定住促進補助金返還命令書（別記第9号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の規定により返還を命じた交付決定者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度中に取得家屋の名義人となった者の申請期間は、第5条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 令和6年4月2日から令和6年7月1日までに取得家屋の名義人になった者の申請期間は、第5条第4項の規定にかかわらず1年3か月以内とする。

(子育て世代定住促進助成金交付要綱の廃止)

- 4 子育て世代定住促進助成金交付要綱（平成30年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

番号	所 在	地 番	地積（㎡）	団地名
1	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 5	2 5 5. 7 9	サザンヒルズ八幡 住宅団地
2	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 6	2 5 6. 0 3	
3	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 7	2 5 5. 7 3	
4	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 1 1	2 5 3. 5 0	
5	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 1 4	2 5 5. 0 9	
6	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 1 8	2 5 4. 1 0	
7	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 1 9	2 5 6. 7 2	
8	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 2 0	2 5 6. 0 2	
9	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 2 1	2 5 5. 6 3	
1 0	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 2 2	2 4 4. 3 0	
1 1	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 2 4	2 5 5. 1 8	
1 2	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 2 5	2 5 5. 2 5	
1 3	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 2 9	2 5 7. 4 2	
1 4	柳井市伊保庄字八幡	1 4 8 4 番 3 1	2 5 5. 9 2	
1 5	柳井市柳井字小深田	1 2 6 0 番 2 5	1 8 4. 3 8	琴の里住宅団地
1 6	柳井市大畠字東迫	1 4 6 0 番 3 2	2 9 0. 8 9	パークヴィレッジ 大畠

別表第 2（第 4 条関係）

番号	区 分	補助金の額	市内業者と契約して建築 した場合の加算額
1	第 3 条第 2 項第 1 号アに該当する家屋	1 5 0 万円	5 0 万円
2	第 3 条第 2 項第 1 号イに該当する家屋	5 0 万円	5 0 万円 (建売家屋を除く。)